

附 則  
この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県告示第 349 号の 2 の 14**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等**

| 道路の種類   | 路 線 名            | 供 用 開 始 す る 区 間                                      | 延 長<br>(メートル) | 備 考         |
|---------|------------------|------------------------------------------------------|---------------|-------------|
| 一 般 県 道 | 湯 前 人 吉<br>自転車道線 | 球磨郡須恵村字川瀬<br>6982 番地先から<br>球磨郡深田村東字向田球磨川左岸堤外<br>地内まで | 1,058.3       | 自転車道<br>整 備 |

**2 供用開始する期日 平成 15 年 4 月 21 日****熊本県告示第 349 号の 2 の 15**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等**

| 道路の種類   | 路 線 名 | 供 用 開 始 す る 区 間                                     | 延 長<br>(メートル) | 備 考   |
|---------|-------|-----------------------------------------------------|---------------|-------|
| 一 般 県 道 | 小川八代線 | 八代市東町字堀切<br>2259 番 地先から<br>同 所 同 字<br>2224 番 2 地先まで | 57.0          | 単 道 改 |

**2 供用開始する期日 平成 15 年 4 月 9 日**